## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	水大気環境課	整理番号	7-3
処分の種類	緊急時の措置命令				
根拠法令条例等· 条項	公害の防止に関する条例第28条				
処分の概要	異常な渇水等により水質の汚濁が著し〈なり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずる おそれのある場合、排出水の減少その他必要な措置を命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	【参考】 ・公害の防止に関第28条 知事は、2 由により公共用る を定めるところにより ずるおそころにより であるところで、排 る。 ・公害の防止の関第28 その他ででである。 ・公職では、 は関連では、 は関連では、 は関連では、 は関連では、 は関連では、 は関連では、 は関連では、 は関連では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	する条例 公共用水域の一部 はの水質の汚濁が場合として規則で 場合として規則で 場合との事態が発生 は水の量の減少で する条例施行定別 で定りで る環境をおいて定め る場別において定め	1尽〈されているため の区域について、 が著し〈なり、人該り 定める当該要な との他必要な 自合より、 合いは、り、 のでは、のでは、 のでは、のでは、 のでは、のでは、 のでは、のでは、 のでは、のでは、 のでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででできる。 のででは、 のででできる。 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでできる。 のででは、 のでででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のでででは、 のででででででは、 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	異常な渇水その他建康又は生活環境する事態が発生しる域に排出水を排放とるべきことを命見定する区域につけい場合の水質の汚流にまるのができまる。	に係る被害が生いたときは、規則で出する者に対し、 ずることができ いて、異常な渇水 蜀が水質環境基 うち、生活環境に
基準の制定根拠					